

**大分市自治基本条例検討委員会
第12回 市民参加・まちづくり部会 議事録**

日 時 平成23年 1月14日(金) 14:00～15:45

場 所 大分市役所 議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

秦 政博 部会長、日小田 良二 副部会長、永岡 昭代 委員、竹本 和彦 委員、
徳丸 修 委員、小出 祐二 委員 (計6名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計6名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司)

市民協働推進課主幹 安東 孝浩、広聴広報課主任 小野 貴史

(統括者、副統括者除く:計2名)

【オブザーバー】

法制室主任 牧 俊孝

【傍聴者】

あり

次 第

1. 開会

2. 議事

(1)市民意見交換会結果等に係る検討について

(2)その他

< 第12回 市民参加・まちづくり部会 >

事務局	皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。 それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第12回市民参加・まちづくり部会を開催いたします。 まずは、本日の議事の進め方等につきまして、少し事務局からお願いをさせて
-----	---

	<p>いただければと思っております、前回の、年末に開催されました第18回全体会で配られました資料を基に、本日は議論を進めていきたいと思っております。</p> <p>その時の資料、特に「報告2」、「報告3」、「報告4」を使ってご議論をいただくことになろうかと思っておりますが、それらの資料は、お持ちいただいているということによろしいでしょうか。</p> <p>では、議事に入る前に、本日の進め方等につきまして、お願いをさせていただければと思っております。</p> <p>基本的には、市民意見交換会にて出されましたご意見でありますとかアンケートの「報告2」、「報告3」、そして、パブリックコメントの「報告4」、市の職員からの「報告5」、という流れで前回資料等をお配りさせていただきましたが、まずは、どうしてもパブリックコメントの「報告4」の部分につきまして、こちらの市民の皆様からいただいたご意見に対しましては、市としてもきちんと考え方等をまとめて公表しなければなりませんので、この「報告4」から本日はご議論をいただきまして、その後、市民意見交換会に係ります「報告2」、「報告3」の全体に関する事、部会に関する事、という段取りで本日はご議論を進めていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以後の進行につきまして、部会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、ただ今から始めたいと思いますが、改めましておめでとうございます。旧年中は、大変お世話になりました。</p> <p>今年は特に、この条例がどういう形で実を結ぶか、そういうことで私どもの努力が期待をされているのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、早速中身に入ること、ただ今、事務局の方から話がありましたように、「報告4」の方からご意見を伺ってまいりたいと思います。</p> <p>その中で、特に赤字の部分を対象にいたしたいと思っておりますけれども、1番の名称が「長すぎる。12文字以内が望ましい。」、関連をして「報告2」を少し見てもらいたいと思っておりますが、「報告2」の1番にもやはり出ておまして、「『大分市まちづくり市民総参加基本条例』の方が、市民には分かりやすい。」、これはまた長くなっておりますが逆にですね、まあ分かり易いんじゃないかということで、あと「報告3」の1番もそうですけど、こうした名称に関わるご意見でございます。</p> <p>前に、「まちづくり」を入れるかどうかで随分と議論をいたしましたけれども、この辺についての皆さん方のお考えを、それぞれお伺いをして、まとめればまとめますが、まとまらなければ併記という形でいきたいと思っておりますので、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね、市民の方の意見を見ると、色々と参考になる部分もあると思うんですけども、名称に関しては代替するものっていうのがあれば、もっと分かり易いというものがあれば、また話し合いをしたいと思うんですけども、あたりようが無いんじゃないかなというのが個人的な意見です。</p>
<p>部会長</p>	<p>今、(仮称)と付いてありますけれども、委員さんがおっしゃったようなことで、まあ他の事例が中々思いつかないということで、では、順にどうぞ。</p>

委員	私は、ぎりぎりのところでこの「大分市まちづくり自治基本条例」という名称が出た時に、これなら分かり易くて、皆さんの意見が全部取り入れられていると思ったんですけど、これ14文字なんですけど、2字増えてもこれが一番最高に良いんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。
部会長	では、副部会長さん、どうぞ。
副部会長	はい、あの特に拘りません、それは。 分かり易くて短くてというのが一番良いんでしょうから、「自治基本条例」で良いんじゃないかと私個人はそう思っていますが、まあ色々な経過があるんで、敢えて公表するというので、決めて公表するというのではなくて、議論の経過途中という形で公表しても良いんじゃないかということで、敢えて今コンクリートしなくても良いと思っています。
部会長	はい、委員さん、どうぞ。
委員	長いか短いかという話じゃないですよ、これが要するに何を表すのかというのがどう伝わるかということ、まだ一方では名称の話もありますので、その辺のところ、まあ長いか短いかというのは、私はどうでも良いと思っています。
部会長	では、委員さん、どうぞ。
委員	まあはっきり言って、何が一番相応しいのかは私も副部会長さんと同じで現時点ではよく分かりません。ただ、今おっしゃったように議論の過程があるんで、「自治基本条例」ということでスタートをしましたけれども、その中で「まちづくり」の理念が入った方が良いのではないかというお話がありまして、条例は、まあ行政の執行機関に居る身として、条例は名を体で表すではございませんけれども、基本的には実体規定を最も反映したもので、かつ分かり易くタイトル化されたものが最も条例名として相応しいと思いますので、これが出来上がった最終的な条例の実体規定の中で、まあ皆さんが市民に何を訴えかけようとしたのか、大分市がどういう条例を作ろうとしたのか、それを一番表す言葉が相応しいということになってくるんだらうと思いますので、現時点で固める必要は無いのではと思いますが、まあ今の時点の整理としては、この(仮称)を付けているのが、あの段階では皆さんの総意でそういうことにしましょうかと、この段階ではとりあえずこれでいきましょうということになっているんで、たたき台としてはこれで良いんじゃないかと思えますけども。
部会長	はい、それぞれにご意見を伺いましたけれども、ややオブラートに包まれたようなご意見もございましたが、要は、色々な私どもの論議の過程でこの名称が出てきたと、そして今、委員さんが言われたように名はこの実体を表すという意味からしても、ほぼそれに沿うのではないかと、まあ(仮称)でございませけれども、一応こういう形で進んではいかがかというのが、大方の意見ということで、

	<p>まとめさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、そういうことで、まとめておきたいと思います。 それでは、次の3番目、「憲法・民法・刑法などの形式に捉われすぎている。『法律は市民のもの』という考えにより、大分市の理想とする情景や人間模様を小説形式にまとめることで、大分市が誇れる条例となるのではないか。」、何か意味がよく分からないんですけども、これに関連をしてですね、「報告2」の87番をご覧くださいと思いますが、ここには「前文と同じように条文も口語体にしたらどうか。」、まあ少し中身が違いますけれども、何かこの条例にそぐわないご意見のような感じでございますけれども、ご意見をください。</p>
委員	<p>はい、条例の体裁を取ると言いますか、まあ例えば宣言でも何でも色々なやり方があるかと思えますけれども、口語体にした条文を、包含した条例というのをあんまり見たことがありません。 そうすることが条文、条例として法的な規範性を持ったものとして、相応しいやり方かどうかというのは、少し考え方が相容れないようなところもあるんじゃないかと思えます。 確かに皆さんが、例えば第何条とかいうところを読んで同じような解釈にならないといけないという不文律があるんですけども、口語体にしたら返って解釈が色々出たり、この言葉が適切なのかどうかという議論もまた必要になるでしょうし、何をもちょうき易いとするかというのは、色々議論があるところでしょうから、まあ一定の体裁は取らざるを得ないのかなと思えますので、こういうことを今から取り入れるというのは、少し難しいのではないかと思います。</p>
部会長	<p>ということは、ここに書いてある小説形式というのも同じようなお考えでよろしいですね。</p>
委員	<p>はい、例えばですね、その条例を作って、何でもそうですけど行政計画でも何でも作って、それを市民の皆さんに分かり易く周知をしていくとかいう場面で、そうした周知の仕方とか、文書の作り方とか、例えば、例を出してこの条文はこんなことを言っているんですよとかいう時の説明文としては、こういうやり方も有るのかなと思えますけれども、まあ法令文としてはどうなのかと。</p>
部会長	<p>今、たたき台のようなご意見が出ましたけれども、何か他に、いや私はやっぱりこの方が良いと、この市民意見の方が良いというような方がいらっしゃいましたら、どうぞ。 では、一応ご意見が無いようでございますので、今のたたき台の、委員さんのご意見の枠内ということでよろしゅうございますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>

部会長	<p>では、この件は、それで終わりたいと思います。</p> <p>それでは、次に参ります。</p> <p>では、市民意見交換会での意見等についてということで、これは「報告2」という部分に入りますけれども、「報告2」のですね、これは各部会に関わることは少し別でありますけれども、定義とかの関係が少しこう出ておりますが、まずはこの辺についてのご意見をいただこうかと思えます。</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局	<p>少し補足をさせていただければと思いますが、「報告2」の部分から入って参りますと、1番目の名称に関することにつきましては先ほどご議論をいただきましたが、そうしますと次は5番目に出ております「自治」の定義について、その後は9番、10番、11番目に自治会の位置づけや「地域コミュニティ」という表現を使うのであれば定義をして欲しい、ある意味、「地域コミュニティに自治会が含まれるということが良いか。」とかいうご意見に対しましては、直ぐにお答えが出せる、そういうご認識でおられると思っております。</p> <p>また、一つ飛びまして、次は「報告3」の資料をご覧いただきまして、「報告3」の4番目、これは市民意見交換会でのアンケート用紙の方に書かれたご意見でございますが、「自治の意識を明確にしてほしい。生活圏と自治の概念（エリア）を定めるべきでは。」というのがアンケート用紙に書かれていたという状況でございますので、この辺も含めまして、今一度、やはりその「自治」の使い方と定義付けの是非につきまして、本部会のご意見ということで、一定の方向をまずまとめていただけたらと思っております。</p>
部会長	<p>はい、特に今この意見を見てみると、自治会長さんが沢山、市民意見交換会にご出席をされておりましたので、まあ自分達は自治会の担当だと、ここで言う「自治」とは我々の「自治」とどう違うのかという理念と申しますか、それがあったんではないのかなと、その辺を中心に少しご意見をいただきたいと思えますけれども、委員さん、どうでしょうか。</p>
委員	<p>はい、この条例を実効あるものにしていくということ、僕の捉え方は、結局はそれを受けて誰かが動いていかないといけない、ある一つの組織と言うか集団と言うか、そういう部分に少し絞っていかないと、何か分からないままに、それこそ理念だけの条例になってしまいがちな時に、もう少し明確なその組織をイメージしても良いのかなと思った時点では、まあ自治会を中心にしたという捉えの方が市民には分かっていくのかなと思っておりますが、とりあえず今は少しそういうことしか言えません、はい。</p>
部会長	<p>はい、副部会長さん、どうですか。</p>
副部会長	<p>中身の議論をしようがないので、その「自治」という捉え方について良く分っ</p>

	<p>ていない、我々自身も良く分からないところがあるんですけど、要は、「行政自治」と「住民自治」とに分けて定義付ければ良いだけの話であって、そう難しく考える必要はないんじゃないかと思うんですが、考え方としては。</p>
部会長	<p>はい、では委員さん、どうですか。</p>
委員	<p>はい、私も良く分らないんですよ、「自治」の意味はね、短時間でコロコロと変わって自分の頭の中がそうなるんですけど、この前、確かに自治委員さんが多かったから、自治委員さんは全部自分の自治区で物を言っていたからですね、こうした「自治」とこの条例の中で使っている「自治」とは全然違うんじゃないかと思ったりして、これはやっぱり明確にどこかにしとかなないとけないんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね、私も同じくその定義付けというのは、必要と私自身も思っているところもあるんですけど、ある程度やっぱり皆さんが分るような形を方向付け出来れば良いなと思います。</p>
部会長	<p>はい、これは法律、概念で言う「自治」とかいうのは、事務局あるんですか、どうなんでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、これはあくまでも今までのご議論の経過からしますと、やはり「自治」と「まちづくり」という言葉の部分のご議論の時に由来したと言いますか、その時にやはり「自治」は仕組みとして、「まちづくり」は能動的な動きの部分という整理の中で、あくまでも今回の名称の話ではございませんが、「自治基本条例」ということで、自分達、これからの住民自治を行う上での仕組み、ルールを作っていくという概念で、「自治」という言葉を条文の中に入れ、使われてきたのではないかと思います。</p> <p>ただ、今、部会長さんがおっしゃいましたように、やはり市民意見交換会の場にはどうしても自治委員さんが多数居られて、やはり「自治」という言葉を自治委員さんが聞かれると、やはり直ぐにイメージされるのが自分達の自治会、自治区という話になってくるのではないかと思います。この条文の中の「自治」につきましては、やはり場面ごとによっては広い「自治」もあれば狭い「自治」もあると思いますので、そうなりますと、やはり誤解を与えないようにご理解をさせていただくためには、ある意味、条文の中できちんと定義付けていくのが良いのか、若しくは逐条解説とか、先ほどのその市民向けの分かり易いものではございませんが、そうした中できちんとここではこういう捉え方をします、条文第何条の「自治」はこういうことですか、そうしたものを入れながらご理解をいただいくというのも一つの考え方ではないかと思っております。</p> <p>したがって、そうしたイメージ、市民意見交換会に皆様は実際ご参加いただいておりますので、現実的と言いますか、ある意味そうした方々にも分かり易くするためにはどうしたら良いのか、ということをし少し頭の中に入れながら方向を導き出していただけたらと思っております。</p>

<p>部会長</p>	<p>はい、今、事務局からの一つの参考意見がありました。先ほど「行政自治」、「住民自治」という言葉も出ましたし、自治区という言葉の中でこれがそぐわないという、そうした自治委員さんのご意見等のお考え方があった訳ですが、今の事務局からの説明では、条文中で説明を新たにするのか、或いは、逐条解説的な部分でこの「自治」についてそれぞれ、この条文で言う「自治」とはこうだということにするのか、「自治」そのものの議論をここでしても中々結論は出ないと思います。その取扱いについてどうするのが良いのかということになるかと思うのでございますけれども、そういう方向で委員さん、どうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、条例にする訳ですから団体の、大分市という団体の市民の皆さん、議会、行政の執行機関を含めた、大分市という団体の意思をここに集約しているということになるので、条例ですから、「自治」と言った時にあまり狭義の「自治」、「住民自治」のような、先ほど委員さんがおっしゃったような部分は少し踏襲されていくのかなという気はしますが、ここで言う「自治」は、前提にしているのは団体意思ではないかと思えます。</p> <p>ただ、「自治」というのは確かに分り難いので、どの範囲までのことを言っているのか、自治会の範囲のことを言っているのか、大分市全体の「自治」のあり方を言っているのかというのはあると思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、この条例自体が大分市全体の中で、基本的に住民の「自治」をどう進めていくのか、というのが目標にはなりますが、だからと言って「自治会」に焦点を当てておるという意味ではないと思うんですよね、そういうご理解をいただくための解説を求めるといことでいかがでございましょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>少しよろしいですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>僕の理解なんです、その分権と言うか、まあ僕達は具体的にとってしまおうんですけど、地方分権だ、地方主権だという、要は、その地域がもっとしっかりしないといけないというようなことが念頭にありながら、こういうものを市民と一緒に考えていこうと、ずっと思ってたところもあって、そうすると、そのイメージがあまりこうぼやけていると何なんだろうなという、これから作ってあげれば良いんだということであればそうですね、ここにアンケートの数字の結果が出たけど、結構何か私が行ったところの部分では6割以上の方が条例の必要性というのがありますみたいな回答になっている訳で、この人達はどう理解をしたんだろうか、要するに理解、結果として上手い説明で意見交換会も意味を成したけど対象者は自治委員の方でしたということ、こういう数字の中から見てみると、あの果たしてそういう人達の理解の仕方というのは、どこでしたんですかと実は問うてみたいところがありましてですね、少しそういうのも見た時に、そういう「自治会」のイメージを持ちながら聞いて納得したのかなと私は捉えているところもありますので、次のステップとしての部分では、しっかりとその辺</p>

	<p>のところを出していただけると、是非そうしていただけると良いかなと。</p>
部会長	<p>はい、もし狭義の意味での自治区なり、自治委員なり自治会とはこうだと、もしそういう意味で捉えられておるのであれば、その部分については十分な説明を申し上げて、このいわゆる自治基本条例の「自治」というのはこういうことですよと、これが分るような逐条解説なり、或いはこの次の段階での説明というようなことで対応すると、そういうことでよろしゅうございますかね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
委員	<p>一つよろしいですか。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>あの「自治」というのをですね、例えばこの条文のここにある「自治」はこう受け取れる、違う条立てのところではこう受け取れるというのは、あんまり好ましくないと思われる反面、逆にそういう、例えば自治区の「自治」を念頭に置いてまちづくりをやる時に、こういう感覚でいかなければならないと読める場合と、まあ大分市の全体のことの「自治」もこう読まないかんといい、二面性を持つ場合もあると思うんですね、「自治」の言葉の中に、だから条例の、逆に言うところも期待している節もあるのかなという、今までのこの作り方の中で、ファジーにしている、というのは言い方が悪いんですけど、あまり定義立てていないところには、逆に言うとその自治会の方は自分達の「自治」を念頭に置いてこの条文が当てはまってきて、あっこういうことなのかと理解していただける良い部分もあるんじゃないかという気がするんです。</p> <p>だから、あまりここはこう読んでくださいというのを一括りにしてしまうことが、どうなのかという気がします。</p>
部会長	<p>だから、結局この解説の中で、あの大きい入れ物の中には小さい物も含む訳ですから、そういう意味合いでの解説にきちんとしていただければ良いのではないかと、そうすると、おっしゃるような部分も当然飲み込めるということになるのではないかと思うんですけど。</p> <p>事務局、何か少し参考意見みたいなのがありますか。</p>
事務局	<p>はい、「新たな公共」という言い方を最近されていて、そうしますと、元々はNPOとか、そういう方の活動というのは、公共分野まで及ぼしていないというのがスタート時点ではかなり強かったと思うんですけど、最近は公共の役割も担うようになってきたということで、公共そのものに対する考え方というのが時代と共に変わってきている、そういう状況だと思います。</p> <p>「自治」に対する考え方も、住民自治と団体自治というのがあると思うんですけども、その団体自治とはかくあるべし、住民自治とはかくあるべしというように明確な定義付けというのは、時代と共に少しずつこう変わってくるのではないかと言えますか、いわゆる地方公共団体が自らの意思でその「自治」を担って</p>

	<p>良いですよということになれば、その団体自治と住民自治の感覚というのが、やはり少しずつ変わってくるんじゃないかと思うんです。</p> <p>委員さんも言われたんですけど、いわゆるその自治会に対する「自治」と、自治会の中の「自治」、もっと広く言えば小学校区、中学校区、あるいはまた大分地区とか植田地区とか、そして大分市全体の「自治」というのがイメージ的に出てくるんですが、いずれにせよ定義付けをしてもですね、その定義付けのみで明確に「自治」というのはこうですというイメージは、やはり掴み難い面があると思います。</p> <p>そうした時に、それでも良いから、おぼろげながらも定義付けをして、それからまた更に詳しく細かく逐条解説で表すというやり方もあると思いますので、選択肢をどちらで取るのかと、どちらにしても定義付けをしても難しいから逐条解説とかでより分かり易くした方が、より誤解の無い、いわゆるその「自治」の解釈になるんじゃないかという考え方もあると思います。</p> <p>これはもう、「自治」に対する定義付けをしている事例もあると思うんですが、最終的にはそういうものを踏まえて一応定義付けをして、それから更にまた逐条解説まで作っていくのかどうか、じゃあもう一応定義付けまでしても十分そこまでは表せないの、そこはもう止めといた方が良いという考え方になるのかどうか、そういう選択肢になるのではという気がします。</p> <p>ですから、どちらにしても定義付けをしても、その言葉で明確に「自治」というのはこうだという形、イメージは、やはり難しいというのが現状じゃなかろうかという気がしております。</p> <p>二つの前提の中で、それでも良いからとりあえず大方のイメージがこう湧くような形で定義付けをするのか、いや、それでも十分な納得がいかない、理解が出来ないのでもう止めといた方が良いという形で臨むのかどうか、そういう選択肢もあるんじゃないかと思います。</p> <p>考え方によっては、定義付けをした方が良いというのと、やはり定義付けしても定義付けしきれないので、それはもう理念的な属性が強いので、この最高規範性を有する自治基本条例という性格のものはですね、だからもう改めて定義付けはしない方が良いんじゃないかというように、どちらの選択を取るのか、その辺だと思います。</p>
部会長	<p>だから今、出てきた意見の中では、まあ皆さんの総意の中では、逐条解説的なそういう部分で対応するのが良いんじゃないかということで、今、こうまとめているつもりなんですけどね。</p>
事務局	<p>はい、私達事務局としても、そういう整理の仕方の方がより誤解を招かずに対応出来るのではないかなということで、改めて定義付けをせずに今日までしましたので、そういう話をさせていただきました。</p>
副部会長	<p>少しよろしいですか。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>

副部会長	<p>少し話が見えなくなってしまったんですけど、市民意見交換会で出た意見を、それに対する回答というか公表するというところに多分なと思うんで、その時の捉え方として、今言ったように逐条解説がどんな逐条解説になるとかの議論には多分ならないんで、例えば、この条文のとおりに、この条文に対してこういう意見が出たというような公表の仕方をするのかどうなのか、私はそこんところは必要ないと思うんで、こういう意見が出たからこう答えた、要するに、検討委員会の中で議論をして、「自治」についてはこう考えられますという考え方で素直に出しておけば、それはそれで良いんじゃないかと思うんです。</p> <p>敢えて、そんな深く突っ込んだ議論をする必要もないし、そういうことは今後の中で、当然まあ検討委員の皆さん方とは十分議論をされてくると思いますけど、市民は、そこまでは求めてないと思うんで、逐条解説に出して、今言ったように条文に出して逐条解説をするような回答をしたらまた混乱するし、第一、逐条解説そのものも、この条文がそのまま活かされるかどうか分らん訳やし、やっぱりその辺がもうごっちゃになってしまっているんで、まず公表の仕方をどうするのかというのがないと、要するに、基本スタンスはどうなるんですかと。</p>
事務局	<p>はい、基本的に公表するのはですね、規定されておるのがパブリックコメントに対して市の考え方を公表するという、その公表の仕方はですね、ここをこうしますというような、具体的に細かいところまでは公表しません。</p>
委員	<p>じゃあ、この「報告3」にあるような部分については、これはアンケートの集約なので回答はしないということだな。</p>
事務局	<p>はい、これはホームページで公表するような、パブリックコメント的なことは、今のところ考えておりません。</p> <p>ですから、アンケートの「報告3」にあるようなこういう意見に関しましては、この部会、もしくは全体会で整理をしていただいて、方向性を出していくという形になるうかと思えます。</p>
委員	<p>あくまで内部の、検討委員会の中でということだな。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
部会長	<p>はい、では今の議論の方向で良い訳ですね。</p> <p>これ、全体としては、我々も全体の立場で今話をしておるんですが、理念部会が中心的な役割を負うということになるんですか、ここには理念部会、全体と担当部会を書いておるんですけども。</p>
事務局	<p>よろしいですか。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局	<p>理念部会ですけども、こちらの部会に先立ちまして部会を持ちました。</p>

	<p>そして、「自治」の捉え方につきまして議論をいたしました。今、部会長さんがまとめてくださったように、やはり「自治」というのは非常に広がりのある言葉だということで、あまりこの条例の中でガチガチに定義をしてしまうのはどうなんだろうかという意見が大勢でございます。</p> <p>また、今度の2月にもう一回部会をすることになりますが、本日の、こちらの部会で出たご意見をご紹介しながら、全体会の中で理念部会としてはこういう捉え方をしましたと言えるよう、議論をしていきたいと思っております。</p>
部会長	<p>はい、今、理念部会の議論の一部が紹介をされましたけれども、大体方向性としては同じだと思いますので、よろしいですか。</p> <p>そういうことで、まあ細かくは逐条解説等のことである、ということで参りたいと思います。</p> <p>それではですね、次にということですが。</p>
事務局	<p>部会長、少しよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局	<p>はい、「報告2」の11番、コミュニティの定義につきましても、ベースは同じ考え方ということでよろしいでしょうか。</p> <p>いただいたご意見としましては、「『コミュニティ』をどうしても使うのであれば、定義して欲しい。」ということでございますが。</p>
部会長	<p>もう逐条解説の中でということで良いかと。</p>
事務局	<p>はい、分りました。</p>
部会長	<p>それからですね、「報告2」の42番、「『パブリックコメント』は、日本語にしてもらいたい。」、これの横に会場での対応ですけど、これは「市民意見公募手続」というけれども、まあ「パブリックコメント」がいわゆる認知されておるような言葉だからということでこう回答しておりますけれども、これどうします。</p>
事務局	<p>はい、会場にてこのご意見が出た時に私も居たんですが、「市民意見公募手続」と書いて、括弧書きで「パブリックコメント」ということで、要するにこのことを言いますよということで条文の規定上作っておりますと、ですから、「パブリックコメント」そのものをポンと載せているという訳ではございませんので、「パブリックコメント」というのは市民の皆さんの意見を公募するというものを「パブリックコメント」と言いますよということで、この「パブリックコメント」というものは、十年前ならいざ知らず、最近ではかなり市民権を得てきているので、どこの自治体もこういう言葉を使って条例の中に入れていて、もう時期としては好ましくないということはないんじゃないかなと思うんですが、という説明をさせていただきました。</p>

部会長	大変分かり易い説明でして、よろしいですね。
各委員	はい。
部会長	それでは、次のですね46番でありますけれども、少し悩ましいような、「公募により人材を選任するとあるが、市に都合の良い人ばかりでなく、委員の決め方もオープンにしてもらいたい。細則等がかまわないので選出方法に縛りを入れてもらいたい。」と書いておる訳ですが、この意見。
副部会長	要は、審議会、懇話会ですね。
部会長	市に都合の良い人ばかりは出とらんでしょ、今は。公募でしょ、純粋な公募でしょうから。
事務局	因みに、内部の規則では、出来るだけ公募でという趣旨のものが規則の中で謳われております。 ですから、条文の中にそこまでこと細かく示す必要はないんじゃないかと、その時は、事務局の次長が出席しておりまして、そういう説明をさせていただきました。 ですから、条例の中にこと細かにこう取扱いをするとかはですね、やはりこう大きな条例ですからそういうことではなくて、内部の規定の中で明確にそうした方針を定めておりますので、不足であればまた更に細かく規定を考えていきますという、そういう説明をさせていただいております。
部会長	では、やはりこの条例の中ではなくて、全体的にそうした考え方でやっていくということで。
事務局	はい、方針として、そういう内部の規定をしっかりと持っているということで。
部会長	はい、そういうことで良いですね、これはもう。
各委員	はい。
部会長	では、その次であります47番、都市内分権の関係であります、「『都市内分権』の意味が分かりづらいので、分かりやすい説明なり条文にしてもらいたい。」これ意味が分からんということで、まあ私どもも最初はよく分からなかったんですけども、この辺少し事務局に全国の資料等をお願いしておきましたので、よろしくをお願いします。
事務局	はい、それでは、ただ今お配りをさせていただきましたのが、「他都市における都市内分権の説明等の事例について」ということで、事務局として調べさせていただきました結果でございます。 一応、事例としましては六つほど挙げさせていただいております、事例 に

つきましては、これは以前、「都市内分権・地域自治区」というものをご説明した時に、この相模原市さんの内容は第6回の部会にて既にお示しをさせていただいておりますので、割愛をさせていただきます。

事例 から読み上げさせていただきますが、豊田市の、出典「わたしたちがつくるわたしたちの地域」というパンフレットがインターネット上で確認が出来る状況でございます、そこからの言葉を抜粋させていただきます、都市内分権というのは「市長の持つ権限をより住民に近いところに移し、地域のことを地域で決められるようにすること。」と書かれております。

続きまして、事例 、上越市でございますが、出典は「上越市自治基本条例」のパンフレットから抜粋をさせていただいております、「『地域に身近な地域の課題は、できるだけ住民に近いところで解決されるべき』という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめたものです。ここでの『都市』とは、いわゆる『市街地』を意味するものではなく、上越市全体を意味しています。」という表記でございます。

続きまして、事例 、こちらは長野市の、出典は「第四次長野市総合計画(H19.4発行)」からの抜粋でございますが、「地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が『自分たちの地域は自分でつくる』という意識を持って取り組み、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのこと。」という形で表記をいたしております。

続きまして、事例 、こちらは宇都宮市でございます、出典は「平成19年度うつのみや市政研究センター研究報告」というのがございまして、そちらからの抜粋にはなりますが、資料をご覧くださいとお分かりのとおり、実際は「地方自治の現代用語<第2次改訂版>2005」から引用しておりますが、「都市内分権を『都市の自治体において、より狭域の単位に、一定の権限の委譲を行うこと』とし、『政令指定都市における行政区の設定と区役所への権限の委譲』が都市内分権の典型とされている。また、その他の市町村における出張所や支所などの設置とそれに対する権限の委譲がそれに類するものと位置付けられている。」という表記でございます。

最後に、事例 といたしまして、松阪市の、出典は「松阪市自治基本条例市民研究会提言書(H19.9)」からの抜粋でございますが、都市内分権の項目を検討しており、その時の提言の理由ということでございますが、「住民による自治が拡充されるためには、『自己実現・自己決定』という住民にとって達成感・満足度の高い自治を行える環境が必要であり、一人ひとりの住民にとって、自分たちに身近な問題が自分たちに身近なところで解決できる環境を整えていくことが重要である。」ということでございます。

ご検討をする際のご参考にしていただければと思っております。

以上でございます。

部会長

はい、ただ今、事務局からそれぞれ他の自治体の考え方なりが出ましたけれども、今の説明について何か質問がありませんか。

副部会長

よろしいですか。

部会長	はい、どうぞ。
副部会長	「都市内分権」と言うと、ここの「地方自治の現代用語」の中で、例えば、区役所とかいわゆる行政区、都市型の行政区の区分けのような「都市内分権」というのが大体こう解釈出来るんだけど、例えば、大分市で当てはめた時に、大分市でこれだけ広範囲に都市部もあれば周辺部もあるという中で、「都市内分権」という言葉が適切かどうかと言う時に少し語弊があるんで、例えば、「地域内分権」とか言う表現に変えるとか、そういう事例はないのか、全国的に。
事務局	はい、この「都市内分権」という言い方を事務局としましては、行政の中で使われる言い方とすれば、やはり「都市内分権」でありますとか「市域内分権」でありますとか「地域内分権」とかあるかと思いますが、多分指していることは同じではないか、そういう認識をいたしております。 ですから、ある意味、造語という訳ではございませんが、やはり何か相応しい「都市内分権」に代わる、何か分かり易い言葉というのが実際にありまして、こちらの方が良いのではないかというご議論がございましたら、この言葉、表現を代えるということは全然問題ないと思っております。
副部会長	今言ったように、少しその「都市内分権」というのが大分市に当てはまるかどうかと言ったら、少し無理があるのかなというイメージが、だから「地域内分権」と言う方が素直に行くのかなということもあるんで、そういう方向でまた少し検討していただければ良いのではないかと、中身は多分一緒だと思います。
事務局	一点ほどすみませんが、補足をさせていただければと思います。 「都市内分権」という項目で他都市の事例を調べさせていただきましたが、「都市内分権」に代わる言葉、自治基本条例を制定しておるところは、「地域自治」、「地域自治の充実」とか「地域自治の推進」とか、それを「都市内分権」と少しイコールで見まして、少し議論が外れるかもしれませんが、「都市内分権」という項目で最初はあるんですけれども、話す内容、書いてあることにつきましては、やはり「地域自治区」と言いますか、具体的にどうするんだという議論に行く事例が多く見受けられまして、中々「都市内分権」だけをシンプルに表している事例は、私が調べた範囲では少ないようなイメージを持っております。 本部会で言いますと、条文素案における「都市内分権」と次の「地域コミュニティ」という条文、要は、これらをセットとしまして、上は概念で下は具体的にどの単位で活動していくのか、例えば、支所単位でありますとか、地域にはどういいう協議会を立ち上げるべきだとか、何かそういう組み立て方をされている都市が多いのではないかと、担当としての感想を持っておりますので、ご参考になるかどうかは分かりませんが、ご報告をさせていただきました。
委員	よろしいですか。
部会長	はい、どうぞ。

<p>委員</p>	<p>事例の解釈が幾つかあるんですけども、これも微妙に違うんですよ。</p> <p>条文の素案、第28条の「都市内分権」の中には、「都市内分権の実現に向けた取組」として、「地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど」という例示をしておるんですけども、要は、その私達が作ろうとしている「市域内分権」、あるいは「地域内分権」、言葉は色々あると思うんですけど、どういう姿を目指しているのか、そこの議論がもう少しないと厳しいと言いますか、まだ煮詰まってない部分もあるのかなという気がするんです。</p> <p>と言うのが、例えば、区制とかですね、まあ事例では「市町村における出張所や支所など」に置き換えた考え方という解説がありますけれども、もうこうなると「自治」のあり方、行政機関としてどういう「自治」のあり方をそれぞれの地域に、権限を移していくのかということにもなりますので、さっき事務局が言いました「地域自治区」とかいう取組みが色んなところで始まっています。</p> <p>それぞれの「地域自治区」が出来て、そこに地域委員会のようなもの、まあ自治組織を作っているの、ある程度、権限もその自治体の中央から貰って、それぞれの地域にある程度の権限の部分、財源も付けてもらう形で、自分達の地域づくりを自分達の判断においてやっていこうというやり方を色んなところが始めています。</p> <p>自治法とか行政機関から見た時にはそういうやり方が一般的なもので、そちらの方向を目指すのが、大分市としても一般的な中での取組みに将来なってくるのかなという気持ちはあるんですが、いやそうじゃない、私達が目指す地域の、地域分権の姿が違うんだということであれば、また少し違った概念が出来上がってくるのかなという気もしますし、少しまだ微妙なところも、まあ私自身もこのところは議論があるんじゃないかという気はします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、この「都市内分権」という言葉が良いのか、まあ「地域分権」、あるいは「地域内分権」という言葉が良いのか、言葉の使い方はさて置いて、いずれにしても、何を狙っているのかと、この解釈の中にも少し色々違うところが、全部一緒じゃないですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それぞれの都市と言いますか、それぞれの市町村の考え方のベースがあって初めての解釈だと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>本当にその地域の、先ほども言いましたような「地域自治区」みたいな、もう「自治」という組織を前提として作り上げていく、そして、そこにある程度の行政を任せていこうという取組みになるのか、あるいは、一括交付金化がもう24年度からは市町村にいよいよ含まれてきますけども、そういう時にある程度それぞれの地域に、例えば、今の分市で具体的に考えられるとしたら支所単位とかで地域づくりとかをやっていますので、とりあえずはそういうところにお金を下ろして行って、地域の方にそのお金は部分的なものにはなると思うんですけど、自分達の判断でどういうものに使っていくという判断、決定をしてもらう、そういう時の受け皿が行政区で良いのか、あるいは住民組織になるのか、その辺の議論を実際はその展開、これからの国のあり様も含めて、地方のあり様も含めて、どうなっていくのかという部分もあると思うので、だから、本当はそこを見越し</p>

	て作らないといけないんですけど、条例としてはですね。
部会長	はい、行き着く先は非常に強い、まあそれぞれの地域が強い自立意識を持って自治を行う、そのために役所が支援するという形であるのか、あるいはそこまでなくてもこれをやりたいんだと言ったらそれを応援するとか、その程度のものになるのか、その辺ははっきり分からないですよ。
委員	そうですね、確実に言えるのは、今の市長の考え方は、地域をサポートしていく、だから地域が自立していく、自我意識をしっかりと持っていただいて、自分達のまち自分達で作っていかうよという、そういう動きを支援するというスタンスに立ってるものですから、その先どうなるのかというのは。
部会長	だから権限を移すとかいうことでは。
委員	まあ、そこまでの具体的な青写真は出来ていない、そこまではまだ行っていません。
部会長	だからね、この条文の考え方を以前の資料を見ると、「本条は、地域が一定の権利等」、権限ではないわな、「地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべき」、そういう考え方の解説をしてある訳で、権限と権利とはまた違うわな、その辺りも色々少し議論が抜けたところかなと、抜けとらんのかな。
副部会長	よろしいですか。
部会長	はい、どうぞ。
副部会長	本部会の管轄ですから、これについてはずっと議論をやってきました。 ただ、あの議論と言っても入口の議論だけであって、当然、条例を作る以上は、市長の考え方もその中に加味せなきゃならんということもあるんで、ただ、市長の考え方は全体会の時に一つの考え方を出しました。 それに基づいてQ & Aも一応事務局の方で作ってもらって、Q & Aにも同じようなことが書かれているということなんですけど、だから、将来的にはその権限や財源を地域に下ろしていくような考え方になっているんですけども、ただ、そうは言っても、今言ったように国の方がどういう方向に向かっているのかがまだまだ見えない中で、市がコンクリートしていくというのも非常に難しい部分があるんですが、そうは言いながらも、確実に地方分権の流れがここまで進んできている以上は、当然、法律も将来改定されてくるんだろうし、それに見合った住民自治を作り上げる以上、もっともこの部分が議論されんとおかしいんじゃないかなということで、もう今回の条例の中の一つの柱であると思うんです。 だから、これは全体会でかなり喧々諤々議論をする必要があるんじゃないかということで、本部会とすれば一応触り程度の議論はしたんですけども、これはやはり全体で議論をしてもらいたいということで多分あったと思うんですけども。

委員	あの、少し良いですか。
部会長	はい、どうぞ。
委員	<p>少し現実的な現場の状況ということで言うと、例えば、今この鶴崎を中心にする七輪の輪の部分だったり、菜の花クラブ辺り、NPOで法人化してとかで、とにかく今は地域で色んな、その自分達でやろうみたいな動きと言いますか、考え始めているというのが現場の実体なんでして、そういうところを考えた時に、今のところの部分を決めていたずらに、色々とかう制約を付けてやる時期なのかどうなのかっていうのは、現場の視点から言えばですね、少し見た方が良いかな、逆に良い感じの部分が目立つような状況にもあるかなとも思ってるんで、机上だけでこう考えることでも今はないのかなと、まあ現場の実体としてはそんなこともあるのかなと私は捉えてまして、それ以外にも少し別なこともやろうかどうかということもある訳ですから、まあその辺を少し参考にはしといていただきたいなとは思ってますね。</p>
部会長	はい、他にご意見はございませんか。
委員	あの、よろしいですか。
部会長	はい。
委員	<p>今のご意見に被るかもしれませんが、今、大分市の実態とすればですね、地域の自主性や自立性を高めていくために行政がサポートをしていこうというのが、今現実の段階です。</p> <p>この部分を醸成していこうということで、地域に自立をしていただくこと、地域のことは地域で考えていただくような体制をその先に作っていただくこと、だから、上から何か体制をこう地域委員会みたいなものを作ってくださいとか、何かそういう「都市内分権」の進め方ではないと思うんですけどね。</p>
部会長	支援ですからね。
委員	はい、あくまでもその段階です。
部会長	<p>条文に戻ると、「都市内分権」の意味が分からないと言うけど、よく読んだら分かるんですよね、だから条文を読んでください。</p> <p>「市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における」、委員さんがおっしゃったように「地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた」、具体的な事例と言うか、一つの方向性を示してこれを説明してるんですけど。</p>
事務局	ご意見をシンプルに受け止めますと、「都市内分権」という聞き慣れない言葉

	<p>を聞いた時に、それは何と説明を聞くと分かるとは思いますが、ある意味、「都市内分権」という言葉だけを見ると分かり難いので、それを分かるようにと言いますが、前向きなご意見として捉えていただければと思います。</p>
委員	<p>この条文は読めば分かるよな、「都市内分権」という言葉が分かり難いということを行っているんですよ。</p>
部会長	<p>まあ初めての言葉だから分からないと言っているのだろうけれども、その方向付け、我々がこの条例の素案を作った方向付けとしては、いわゆる支援、自立のあるいは自主的な活動を行うための支援をするというところに焦点を置いておる訳で、それ以上の例えば権限を移譲するとか、そういうことはここに予定されてない訳だから、そうでしょ。</p>
事務局	<p>はい、今、部会長さんがおっしゃったようなお話は、「都市内分権」の進み具合次第だと認識をさせていただいております。</p> <p>ある意味、もうおっしゃっていただきましたように、素案の第28条を読んでいただければお分かりになる内容で、この素案の条文をこの形にするまでの経過としましては、先ほど副部会長さんがおっしゃいましたように、目指すところはやはり市長が以前ご発言しましたような一定の権利、権限を下ろしていくというのが目指す姿だと思っております。</p> <p>ただ、現実論とバランスを取るという訳ではございませんが、今に置き換えまして、今からの直近とかで考えていきますと、市がいきなりそういうことをするのは多分に無理であろうと、ただ、目指す姿としましてはそこになりますので、そこに向かって進んでいきたいと思いますというようなことを含めた形で、今の素案としてまとめたのではないかと、担当としては思っております。</p>
部会長	<p>だから、事務局の見えないという部分は、「支援を行うなど」の「など」の部分に入っている訳だ、そうでしょ。</p>
事務局	<p>はい。</p>
部会長	<p>だから、それを前面に出すというのは。</p>
事務局	<p>はい、ですから、それを出すということは5年後と言いますか、見直し規定もございますので、その時代と言いますか、私達もそうですし、地域の方達もそうですし、そこで仮に大分方式みたいなものが何か出来上がれば動き出す、ということであればそれに見合う形に条文を修正する、改訂するというような、そういう作業の方がよろしいのではないかと思います。</p>
部会長	<p>そうすると、この「都市内分権」ということは、例えば、逐条解説の中で説明するけど、今事務局が言ったような部分、将来的には地域に権限を移譲するとか、財政の、ただの支援だけではなくて財源を渡しますよとか、そういうところまで逐条解説の部分に入るのか入らないのか。</p>

事務局	はい、担当としましては、想定出来るものと思っております。
部会長	担当としてはね。
事務局	<p>ここにはそういうことも考えられますということで、急にはですね進んでいかないと思いますので、この作りは先ほど申し上げましたけれども、第28条と第29条で捉えていただければという、まずは支援ということをやっていきますよということで、それから先、いわゆる「地域自治区」を設定するのか、権限、財源をどれだけ移譲するのか、そしてまた、地域の人がどれだけいわゆる独自の協議の元に「自治」を進めていくのかというのは、今までの経過の中ではそこまでまだ明確に言えない、だから条文として「など」ということで整理をされたと思うんです。</p> <p>ですから、今後、具体的に方向性が見えた時に申し上げましたけれども、条例改正をするのか、それとももう少し踏み込んだ形で解釈を加えていくのか、その辺の選択肢があると、ですから、最初の段階でこんなことをやりますよというのは明確に、今の段階では出せないような気がしております。</p>
部会長	<p>はい、そうするとね、これ市民意見交換会の中で言葉が分かり難いということで、これ何か説明してくれという話でありますんで、今のここでこう確認をしたことを全体会の中で出して皆さんのご意見を、その最終的に目指す方向、それはまた政権が変わったらどうなるか分からんけれども、その目指す方向まで含めて一回議論をしてもらって、私としてはやはりここに集約してもらいたい、最終的に戻ってきてもらいたいと思うんだけど、それで良いですか。</p> <p>我々の意見を全体会に一回かけるということで、皆さん良いですか。</p>
事務局	よろしいですか。
部会長	はい、どうぞ。
事務局	<p>はい、少しご議論が外れるかもしれませんが、前回の全体会の部分にてご確認をいただいたと思っておりますが、要は、部会の方のご議論を尊重しますけれども優先するという訳ではないと言ったご発言があったかと思えます。</p> <p>ですから、今回の、あくまでも本部会としてとりまとめましたものは、検討委員の皆様のお出しして全体会でご検討いただき、そこで色々ご意見が出まして、ある意味、全体会での方向性もあろうかと思えますし、いやもう一度部会で議論をさせていただきたいということであれば、またフィードバックしてここで練り直すと言いますか、ご検討いただいたものを改めてご提示するというようなことを、場合によっては何回か繰り返しながら、全体でコンセンサスを得ていくという流れになるのではないかと、また、そうしていかなければならないのではないかと思っております。</p>
委員	少しよろしいですか。

部会長	どうぞ。
委員	<p>事務局の説明でも確かに良いんだけど、「今はっきりしたことは申せません」みたいな説明で、それはそれで良いんでしょうけど、やはり見識として、「都市内分権」の条項、第28条に謳っている以上は、ある程度のプロセスは示さないといけないので、「どういう姿を『都市内分権』のあり様だと思っています。しかし今の現状からすると、そこまで行くには成熟度も必要ですし、国の体制、地方もどうなっていくのか分からないので、とりあえず今の課題としてはこういうことがあるけれども、地域の自立性、自主性を高める、そのための支援をやっていこうということを理念として謳っています。」とかいうことであれば分かるんですけど、全く「議論の先に『都市内分権』があります。」と言ったら、じゃあ「都市内分権」というのはどういう感覚でこの言葉を使ったんですかとかいう話に絶対になるんで、やはり最終的にはそれぞれの市がこう解説してるようなですね、あの見識が要るのではないかなと認識を持っています。</p>
事務局	よろしいですか。
部会長	はい。
事務局	<p>市民意見交換会の際の事務局が作成したたたき台ではございますが、Q & Aを作っておりますので、少し読み上げさせていただきたいと思います。</p> <p>「『都市内分権』とは？また、そのことによって、地域がどう変わるのか？」という問に対しまして事務局としての回答にはなりますが、「『都市内分権』とは、地域が一定の権限などを持ちながら、主体となって自主・自立のまちづくりを行っていくことだと考えています。将来的には、大分市の権限や財源の一部を地域に下ろしていくことも考えられるとは思いますが、今直ぐこのことができるのかと言われると、地域におけるそうした受け皿づくりや大分市の予算関係など、その具体的な仕組みづくりを行うには、まだまだ解決しなければならない課題が多くあると思いますし、最近になって出てきた考え方にもなりますので、これから更に議論を深めていく必要があるとも思います。したがって、今直ぐこの『都市内分権』を導入することは難しいと思いますが、このことが実現すると、地域独自の主体性あるまちづくりが可能となり、このことが地域の特性を活かすことにもつながるのではないかと考えています。なお、このようなことから、あくまで現時点では、その実現に向かって検討を進めていくべきと考えていますので、条文案としては『都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする』と規定としています。」ということが、一応事務局としての見解だと思っております。</p>
部会長	<p>はい、今、Q & Aを引用して読んでいただきましたけれども、大体の方向付けは、その中で表現をされておるのではないかと思います。</p> <p>まちづくり自治基本条例の心臓部というのはここですわね、要は、そうでしょ。だから、そういう意味においては一番核になるところで、もう1回そのQ & Aを含め、その中身を含めて全体会に挙げていただいて、まあ私どもの部会の意見</p>

	<p>としては、この条文に書いてあるとおりだということ。</p>
事務局	<p>はい、ですから本部会から検討委員の皆様、投げ掛けをさせていただければと思っております。</p>
部会長	<p>だから、良いですね、今のQ & Aの中に将来的な方向付け、ポヤツとした形ではあったけれど書いておりましたから、ああいう方向で本部会は考えているということによろしいですね。</p> <p>いや、違うんだ支援だけだということじゃないでしょ、ややオブラートと言うか、玉虫色に書いておりますけれども、足をもう一歩先に持っていきよう、そういう表現になっておりますので、それで良いですか、他に何かあれば。</p>
副部会長	<p>よろしいですか。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>
副部会長	<p>これまでずっと議論をしてきたんですけども、「都市内分権」、いわゆる本来の自治基本条例の目指す方向ということで、まあ何回も議論してきているんですが、その目的は何かと言ったら、もう1回おさらいをしましょうと言っても、もうそんな議論は前にしたから良いじゃないかとかいう議論もあるし、色んなことで行ったり来たりしてきたこともあります。</p> <p>私個人ですけども、何回も言ってきたのは、その方向なり目的なり、目指す方向がはっきりしないからこういう議論になってるんじゃないですか、ということを書いてきたつもりなんですけども、この「都市内分権」にしてもしかりなんですけども、要は、画一的なまちづくり、これまでやってきたまちづくりじゃ悪いから、これから新しい時代に沿った、地域民主主義の中での新しいまちづくりを目指していきましょう、ということが当然この自治基本条例ということになると思うんで、そうすると、一つの柱として「個性のあるまちづくり」というのがこれに該当するんじゃないかなと、その中の一つが「都市内分権」ということに意味とすればつながってくると思うんです。</p> <p>これ少し後の「その他」の中で議論が出来れば良いなと思ってたので、また後で言わせてもらおうと思うんですけども、その総合型条例というのを何時もこう話をしてきたんですけども、要は、それを補完するものがないと、本来その理念条例ですから自治基本条例というのはあくまでも、だから、具体的なものについてこれを実現するためにはこの条例がないと中々実現出来ないということになると、やはりどうしてもぶら下がりと言いますか、総合型じゃないと本来の市民の意向や考え方というのが中々伝わり難いという部分があるんじゃないかなということで、総合型を目指した方が良いですよというイメージを持っている訳で、その中で例えば、「個性あるまちづくりの創造」の中には地域まちづくり条例だとか、あるいは産業振興条例だとか、文化振興条例だとか、今度議会が目指している「子ども条例」だとか、こういうものがやはりどうしても入ってくると思うんです。</p> <p>ですから、そういう中で今言ったように「個性あるまちづくり」という中で、</p>

	<p>なおかつその地域のことは地域でまた考えていきましょう、そのために行政が出来ることはフォローしていきますよというのが一つの「都市内分権」の考え方だろうと思うんで、これについては色々な角度からやはり議論をしないと、本来で言う総合型条例を目指すかどうかというのもまだはっきりとしていないんで、その辺からすると、まだ全体会でかなり議論は必要ではないかと思ってますんで、一応部会とすれば今言ったような議論をしてきた経過の中、Q & Aに書いているような中身で部会としては一応出すと、けども、全体とすればもっともっと違う角度から議論してほしいということで、逆に本部会から要請をするということでも良いのかなと思うんで、是非その方向でお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>議論が高まるのはね、それに越したことはない訳でありますので。</p>
事務局	<p>少しご確認になりますが、副部会長さんがおっしゃられる総合型条例と、いわゆる理念型条例の部分の解釈と言いますか、理解にはなりますが、理念というのはあくまで理念ということで、こうが良いなとか謳っている部分でございますが、総合型条例というのは、そういう頭の位置にくる部分があっても、必ず全ての中身にぶら下がったそれぞれの個別条例があるという理解で、よろしいのでしょうか。</p>
副部会長	<p>ぶら下がっていると言うと表現が悪いけど、要は、市民主体のまちづくりをしようと思ったら、市民の人が本当にそこに参加出来る、あるいは、自分のその言ったことが反映されていく様なシステムじゃないとおかしい訳で、そのためには、今言ったような理念条例だけじゃやはり物足りない訳ですね。</p> <p>具体的な条例がないと、だから子どもの規定だけれどもこれも具体例がないんならやっぱり理念なんだけれども、個別の施策があるんで、大分市は大分市でやっている施策を具体化するためには、今言ったような個別条例というのが必要だろうと思うんで、子どもに関する条例というのもその中の一つかなと、こうイメージで、イメージとしては想っている。</p>
事務局	<p>では、条例を実行するための個別条例、具体条例があるというイメージで捉えればよろしいでしょうか。</p>
副部会長	<p>そうです。</p>
部会長	<p>だから、これがいわゆる憲法みたいなもんでしょ。</p>
事務局	<p>これは最高規範性を有していると、その中で過去に何回も事務局の方でご説明をさせてもらいましたが、その最高規範性を有した自治基本条例、まあ今は「まちづくり自治基本条例」と言ってますが、その中で各個別、分野別条例が必ずつながってきますよと、その個別、分野別条例の中に更に規則とかですね、実施要綱、要領等がぶら下がってきますよと、こういうツリー状の体系でしっかりと作り上げていきますよという形で皆さんご認識いただいていると思ってまして、そうであれば、副部会長さんが言われるような総合型条例の役割を十分果たしてお</p>

<p>副部会長</p>	<p>りますし、最高規範性ですから、理念をしっかりと持った形で作られているというものになりますので、言われる内容の部分は十分この中に反映されて盛り込まれてきているのではないかと、私達はずっとそう思っております。</p> <p>少しそこはイメージが違うんだけど、なぜかと言ったら、例えば、個人情報保護条例だとか、具体的にもう出来ている条例があるけど、それは今言ったように、それとして使える訳だけでも、ただ、これから例えば住民投票条例についても謳っている訳だけでも、常設型にするのか、今言ったようにそうじゃない方法ですのかというのは、まだ議論の余地があるということなだけども、ただ、今条例の中にはその具体的に総合型というイメージの条例にはなっていない訳で、だから、個別の分でも、ある分はここにちゃんと入っていると、ある分は入っていないということで、それなら、住民がその何と言うか、さっき言ったように色々な条例があるとすれば、こういうものがないと自分達の意見が反映出来ないとか、こういうことがないと実際に活動が出来ないとかいうようなことがあるんで、ちゃんとした条例を作ってくださいよと言った時に、やっぱりそういう形の条例を作らないと、どうしても中々こう口だけじゃ難しい部分があるんじゃないかなというイメージがあるんで。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、現実的には必要となる条例は殆ど盛り込まれてきているという考えの中で、もうこの「まちづくり自治基本条例」というのは、最高規範性を有し、この考え方の基に、更に必要な条例があれば作り上げていくという趣旨が盛り込まれていると思います。</p> <p>ですから、現時点でこういう条例を正に作らなきゃいけないんじゃないかなろうかというお考えがもしあればですね、そここのところの漬け込みと言いますか、これを加えていくという必要もあるんじゃないかと思えます。</p> <p>ただ、現実的にはそうした条例を作らないという趣旨ではなく、この「まちづくり自治基本条例」に照らして、今後こういう条例が必要であるということであれば、正にこの条例の考え方に基づいて個別条例なり分野別条例を作っていくという姿勢ですから、言われた主旨は十分この中に入っていると思います。</p> <p>もし、現時点で照らし合わせて、この条例を正に作るべきだということであれば、この条文の中にですけど、こういう条例を作るべきだという形でご意見をお出しただいて、そして、全体会の中でそういう条例を作らしましょうという形で意思決定されれば良いんじゃないかと思えます。</p> <p>考えられる範囲の、要するに、条文、項目は今日まで議論してきておりますので、まだこの条文と言いますか、この条例を作らなきゃいけないと、そういう項目が洩れているということであれば、その趣旨でご意見を出されて検討していただければ良いんじゃないかと思えます。</p>
<p>副部会長</p>	<p>そういう解釈で良いんですけど、なら検討委員の皆さんに、漏れている条例があればどうぞ出してくださいという話で議論しても良いんだけど、そういう議論は今までも1回もなかったんで、まあこれからするということであればそれはそれで良いと思うんですよね。</p> <p>ただ、そのイメージとしてね、分かり易く言えば条文があって、先に条文あり</p>

きで議論をしていくと中々全体像が掴めない、だから、なぜその条例を作るのか目指す方向は何なのかと言った時に、幾つかの柱があると思うんで、その柱の部分をなぜ作らなきゃならないのかというのも勿論柱だし、「都市内分権」も柱だと思うんで、そういった柱の部分が本来議論をされてなくて、条文だけが議論されて、今言ったように全体的なイメージが、こういうものが自治基本条例ですよと言われてしまえば、ああそうかとなった時、市民が見た時にこの条例を作って大分市がどう変わるんですかとか、これ作ったから何が変わるんですかとなった時に、正直言って答えようがないと思うんですけど、その骨格の部分が議論されとけば、いやこの条例を作ってこういう大分市を目指すんですよ、こう変わっていくんですよというのがやっぱりないと、何かこう、正直言ってずっと私違和感を持っていたのは、条文だけが走りすぎて何となくイメージが湧いてこない、これが自治基本条例だというイメージしかなかったんです。

というのは何かと言ったら、例えば、法制部門の出てきたタイミングの問題とかあると思うんだけど、本当は喧々諤々に骨格の部分が議論されて、条文というのは我々素人が作っても中々出来ないんで、後はもう専門の部署にお任せをしてどうぞ作ってくださいと、ただ、基本の骨格の部分はこういうことなんですよというのが本来議論をされるべきじゃないかと思ったもので、その骨格の議論が少し足りないなど。

事務局

すみません、他都市の事例を見ますと、例えば、最初に自治基本条例なるものを作ったとしますとですね、そしたら、関係する条例と言いますか、個別条例は今はこの感じで良いんじゃないだろうかということでスタートするケースが多くですね、それから更に、この自治基本条例に照らし合わせてこういう条例が必要なんだということで議論をされて必要な条例を作って行って、それを自治基本条例にしっかりと反映させ、そういう内容の分を反映させるべきだとなれば、条例、自治基本条例の変更、修正が掛かってきます。

そういう繰り返しの中で、総合型条例というのがいわゆる進化してきているという実体がありますので、その理念そのものというのが、正に条文の理念、基本原則を議論されれば、その中でもう少しここを変えた方が良いんじゃないだろうかというのが出てくると思います。

ですから、本来的に骨格となる部分は、前文から基本理念、基本原則でしっかりと謳われるべきだと思いますので、副部長さんが言われたように、その骨格の部分の議論が足りないということであれば、今後、基本理念、基本原則のところを中心にまた議論をされていけばですね、他の皆さん方にもその辺がご理解いただけるようになるんじゃないかと思います。

進化していているのが現状ですので、最初から100%全て出来上がっているものではないということは、よくご理解をいただいていた方が良いのかと思います。

副部長

少し脱線したんですけども、要は、今度は何時かな、全体会がある時に発言をさせてもらおうということで、まあ自分なりの考え方をこうまとめてみたんですけども、その目指す方向ですけども、四つぐらいこうイメージとしては骨格を持っているんで、一つは、「住民自治の深化」というのがやっぱりあるのかなという

のが一つで、もう一つは「個性あるまちづくりの創造」という、これが二つ目で、三つ目が「分権改革の更なる展開」ということですね、それから四つ目が「議会改革と活性化」、いわゆる二元代表制の中での議会という位置づけで考える、この四つぐらいが当然条例の目指す方向かなと思っています。

議会の今後については、議会基本条例というのがあるから行政の条例があって市民に関する分があれば、この三つを合わせれば自治基本条例になるだろう、最高規範性としての位置付けになるだろう、というイメージの中で考えています。

「住民自治の深化」の中にですね、例えば、住民参加条例であるとかパブリックコメント条例だとか、それから住民投票条例だとかオンブズマン条例だとか、それから是正請求手続条例だとか、今あるのは情報公開条例、個人情報保護条例、こういうのがあるんです。

「個性あるまちづくりの創造」というイメージの中では、いわゆるさっき言った地域内分権の実行ということで、これは地域まちづくり条例も必要ではないかとか、それから産業の活性化とか、いわゆるそこで働く人達、労働者の定着化という問題からすれば、産業振興条例だとかいうのが当然必要ではないかとか、あるいは、文化とかスポーツを活かしたまちづくりということであれば文化振興条例だとか、それから、子どもに関することであれば子ども条例だとか、こういうのが個性あるまちづくりを一つは醸し出す部分ではないかなとまあ思っているんですけど、それから、「分権改革の更なる展開」ということになると、これはさっき言ったように画一的な地方自治制度のあり方から一応方向を今変えていこうということが、これは全国の流れですけれども、そういう中でやっぱり必置規則の緩和とかですね、そういうものが当然必要になってくるんだろうということで、例えば、財政健全化条例、これはさっき委員さんが言ったように一括交付金化の問題、使い方、考え方ね、それから起債制限の問題とか、健全化対策とか、こういったものが当然中に加味されるだろうと思っています。

それから、例えば行政手続条例とかいうのも当然その中に入ってくると思いますが、要は、私個人かもしれないんですが、行政の守備範囲というのが非常に不明確になっているということで、やっぱりその明確化もする必要があるんじゃないかと、いわゆる責任の所在をはっきりさせるとか、それから、安定社会を実現するためにも、そういった手続条例をする必要があるんじゃないかと、いわゆる公契約の問題とか、そういうのが中に多分入ってくるんじゃないかと思っています。

それから、公益通報条例とか、要するに、こういうあった方が良くということ、まあ結局内部から外部に対してその情報発信をする、それに対するやっぱり保護をちゃんとしてあげるといような、いわゆる法律でももう既に具体的になったんで、まあ行政サイドでどの位出来るかは分からないけども、そういったものもする必要があるんじゃないかと思っています。

それから、「議会と活性化」の中では、これはあくまでも二元代表制の定着化ということで議会基本条例を作った訳ですから、後は、議会としての主体的な活動のあり方、運営等についての、いわゆる議会活動条例というものが当然必要ではないかということで、こういうものが総合型のイメージとしてずうっと頭の中に入ってるんで、こういう中で例えば、この自治基本条例の中に住民参加条例というのも具体的に今入ってますよね、入ってるし、住民投票条例もこの二つは入ってますから、それ以外に何か違うのではないかと、こういうのを入れたらどう

	<p>かとかいうのがあって、今言ったように総合型の条例でスタートするという、その中で見直しがあるだろうから、見直しをする中で例えば5年なら5年毎に色々な条例の部分を組み込んでいくとか、色々な形を組み込んでいくということは可能だろうと思うし、中身についても見直しは当然必要だろうと思うんですね、そういうようなことで、まあ今言ったように、その枝葉の部分よりもむしろ骨格の部分全体会でもう少し詰めていかないと、何となくその今「都市内分権」一つを取っても、大分市が目指す方向というのがまだまだ議論の余地が十分残っているのかなと思うんで、そういった意味での部分をですね、全体会の中で一応お願いをしようかと思ってましたので、たまたま今日は部会ですけれども、部会の中で「都市内分権」が出たから少し話をさせてもらったんですが、まあそういうことで議論の糧になれば良いなということであつたんで少し言わせてもらいました。</p> <p>皆さんの方からご意見があれば、是非お願いしたいと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>特段、ご意見のある方、どうぞ。</p> <p>まあ「都市内分権」の考え方をどうするかということは、私どもこの部会の課題で、そのやり方については先ほど皆さんに確認を求めましたので、それで参りたいと思います。</p> <p>今、副部会長さんのおっしゃった事柄は、多分に個人的意見、見解が散りばめられておるとお思いますので、事務局としてこれをどう受け止め、また、全体会の中でもご発言があらうかとお思いますので、その際に皆さん方、ご意見を賜われればと、そういうことでまとめさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し訳ありませんが、次回の全体会でも同じようなご発言をいただけておりますので、もしよろしければ、紙ベースの資料をご用意いただけると皆さんが分かり易いかとお思いますので、いかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、それは後で、個人的に話をしていただければと思います。</p> <p>それでは、大体1時間半ぐらいが経ちましたが、今日予定をしておりました大方の中身は消化をさせていただいたつもりですが、まだ何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、その次のページでありますとか、最後の部分も少し青字にはしておりますが、「条例の解説を是非作って欲しい。」とか、「基本条例の必要性や内容を簡潔に市報等に掲載して欲しい。」とか、ある意味では広報や周知の関係がございますので、出来ればこの広報関係、周知、啓発的なものを少しご議論をいただければ、事務局としまして大変ありがたいなと思っております。</p> <p>事務局としましては、やはり今まで基本的には市報、ホームページ、投げ込み等、また市民意見交換会、自治委員さんを始めですね、機会がある毎には周知をさせていただいたと思っております。</p> <p>ただ、後は市民への広がり部分でありますとか、その制定後になるかどうかは分かりませんが、シンポジウムと言いますか、またそういうステージはご準備が出来ると思っておりますが、やはり今から出来ることと言いますか、どうい</p>

	<p>う広報活動とかどういう形でやるとか、少し今後の取組みに関するご意見をいただけるとありがたいなと、いかに今後どう広げていくのかというのが一つの課題ではないかと思っております。</p>
部会長	<p>はい、分かりました。</p> <p>周知、広報についてのあり方がどうあったら良いのかということで、やや自己弁護的な発言もありましたけれども、まあ私はね、今の発言を聞いていると、この前の全体会でも少し言うたけど、自治委員から「急にそんなこと言われても分からない」とかいうご意見がかなりあったですね、だから、そういう意味での周知の度合いというのは少し足りなかったのかなという感覚ではあるんですが、皆さん、そういうことも含めてどうぞご意見があれば、もう順々にどうぞ。</p>
委員	<p>そうですね、こうした条例を見る方というのは、やはり私より年配の方が市報で見ると思うんですけど、ネット社会と言いますか、実際にネットで見るような世代は、私達のように逆に下の世代の人が見ると思うんですけど、やはり市のホームページとか見る人は少ないと思うんです。</p> <p>だから、そこをどう調整していけば良いのかっていうのは、これまた少し難しい問題なんですけど、地道にやっていくのが一番遠回りだが早いような気がしますけども。</p>
部会長	<p>はい、では委員さん。</p>
委員	<p>私は、合同新聞か何かに時々県政についての広告、ああいう市政も見えるような広告は出せないのかなと思いますけど大分市で、県政はよく出ているでしょ、合同新聞の半分ぐらい紙面を取って出てますので、市政も同じように出してもらったら、皆さんが一番良いのはホームページもあるけれど新聞じゃないかと、地方新聞、合同新聞辺りが良いと思うんですけど、市の動きを少しでも出せるものが出来ないかと思って、県政は合同新聞とかの広告にも出ているので、市政も出したらどうかなあと思いますけど、出してますかね。</p>
部会長	<p>何かイベントの時は、出してるわな。</p>
事務局	<p>はい、何かのイベントの時には、出来るだけそれぞれの新聞社と言いますか、どうしても合同新聞がメインになりますが、是非こういう記事をという形で情報をお伝えすると共にですね、出来るだけ記事書きをしてくださいというお願いはしております。</p> <p>ただ、言われたような感じでポンとですね紙面を割いてやるという方法は確かにあるんですけども、これは凄い経費が係るものですから。</p>
委員	<p>紙面の半分までいなくても、紙面の3分の1位でも月に1回ぐらい出すと、一番よく皆が見るんじゃないかと、他の事よりも思うんですよ。</p>
委員	<p>まあ年間の予算の範囲で入れ込めるのであれば、特集か何かは出来ますけど、</p>

	新聞が一番高いもんですからね、かなり厳しいですね。
委員	月に1回ぐらいこう出してあげると良いなあと。
委員	多分、合同新聞は25、6万部出していると思うんです、全県域ですから、ただ、費用対効果を考えたらどうなのかというところもありますし、一番良いのは年間を通じて土曜日に市政を放映しています「フレッシュおおいた」、市政広報番組なんですけど、ああいうものに取り上げてもらうとかですね、スポットで出すのは良いんですけどあれじゃあもう何のことか分かりませんですね、テレビにはしょっちゅう出ますけど。
委員	出す方はそれで気が済むかもしれませんが。
部会長	なら、部会の場면을ちゃんと撮影しないと・・・
委員	まあ、いずれそういう時期が来るかもしれませんが。
部会長	では、副部会長さん、どうぞ。
副部会長	はい、前から言っていたように会報、なぜ会報に拘ったかといったら、例えば、ネット等に仮に出しても今は自治基本条例から入って行って、過去の全体会が何時ありました、それから部会が何時ありました、そして、中身を見ると議事録がパッと出て来る、ただ、あの膨大な議事録を読もうという気にはならないですから、だから要は、要点だけをまとめたやつ、本当はコンパクトに大体今こういうことを議論していますよとか、こういう議論がありましたとかというのがポッとこう一目で分かるようなものがあると非常に助かるなど、だから、そういう会報があれば、例えば、まあその配る手段が中々ないけども、支所とか公民館とかにちょっとこう貼るとかいうことも出来るかなと思います。 その会報の使い方が一つと、もう一つは、市報を1月に2回出てるけど月に1回位、4分の1位のスペースを確保しておって、月2回というのは無理なんで、2月に1回でも良いし、1月に1回でも良いからその枠の中を利用してやるというのも一つの方法かなと、新年度まだやから、新年度はそういうところを少し広聴広報課にもお願いをしながらタイアップをして、さっき委員さんが言ったように、例えば、その「フレッシュおおいた」の部分を使ってやるとか、結構そういうものも必要かなと、それから、広報の一番良い手段はやはりマスコミが取り上げてくれるというのが一番良いんで、中々取り上げてくれない、結果が出れば直ぐに何か取り上げてくれるけど、結果の途中経過は全くしないということやから、何かやっぱり行動を起こさないと取り上げてくれないんで、前言ったように、例えばタウンミーティングをやるとか、シンポジウムをやるとか、講演会をやるとかいうことがあれば、まあ少しお金が掛かるけれども、そういうものを計画してもらえればマスコミも取り上げてくれるかなと思うんで、まあ出来るだけ市民参加の中でこういうものを作っていきたいというイメージがあるんで、是非お願いしたいと思ってます。

部会長	はい、委員さん、どうぞ。
委員	<p>後ろ向きかもしれませんが、好奇心では中々見てくれないですね、全員に本当にどこまで伝えなきゃいけないかという範囲のところを定めたら、そこにやはりこっちから出掛けて行って説明しながらやっていくということをしないと、読み取っただけで、こんなに僕らがやったって説明を上手に出来ないとか、現状ですよ、やはりそれを考えた時にはやらなきゃいけない手法でタイムリーにやらなきゃいけないということは当然だけど、本当に伝える必要なところには出掛けて行ってやるというのが一番効率、効果的、まあ674の自治会の全部でやるのか、もう校区でやるのか、52の校区でやるのか、まあそうじゃないかと僕は思うんですけど、色々とテレビで新聞でと言っても、僕が一般市民だったら、ごめんなさい、ただ、このアンケートでもあったけども、60人の人がホームページを見てるんですね、結構ネットは見てんだと感じましたけども、ただ、これはまたそっちはそっちでやるべきことは必要だなと思ってますけど、すみません後ろ向きで、以上です。</p>
部会長	では、委員さん、どうですか。
委員	<p>はい、かなりですね、市民意見交換会のような形で議論に広く参加をしていたきたいという願いをしても、一定の限界があるという気がします。</p> <p>というのは、条例そのものに具体的にその権利ですとか義務規定ですとか規制が入ったりだとか、こんなことされてはかなわないとかというような、個人的なやはりこう条例に興味を持つという動機付けの部分が非常に少ない、具体性のない、逆に言えば具体性のない団体意思の決定になるんで、非常にそういうところでは興味を持っていただいて、自ら参画をしていただくという行動に移っていただくには、中々難しいテーマであるなあと思います。</p> <p>それより私は、もうこれはまちづくりのテーマのような気がしますので、今、地域のまちづくりを担っていただいている色んな防災士さんとか健康推進員の皆さんとか自治委員さんをはじめ、地域づくりのリーダーと言われていたような方々に、同じ地域でどんな活動をしていただいているのか、また、お互いに横の連携を取っていただくという、お互いの役割と連携を強めていくという意味で、あの「まちづくり交流研修会」というのを小学校区毎に開いています。</p> <p>そういう中で議論をしていただくことが、この条例の趣旨にも適ってくるのかなという気がしますので、このまちづくり自治基本条例という看板を出してやること自体は、まあそんなに参画が少なかったからと言って、逆に言うと私はそんなに悲観することはないのかなという気がしています。</p> <p>ただ、周知は色んなツールを使ってやっていかないといけないんで、ホームページだけでも駄目でしょうし、やっぱり文章、文字媒体を使ったやり方も必要でしょうし、色んな議論をするようなワークショップ的なものも必要でしょうし、色んなとにかくツールを使ってお知らせを、周知をしていかなきゃいけないし、市民意見を吸収していかないといけないと思っています。</p> <p>ただ、今、私の立場で言うと一番心強いのは、市民部を中心にそうした地域ま</p>

	<p>ちづくりに携わっていただいておりますの方々の横の連携を取っていただくような、あの場を全校区で持っていただいて、これ非常にありがたい話で、まあそこからまちづくりの機運なり受け皿作り、先ほど「都市内分権」の話もありましたけれども、そういうところの芽生えが出て行くのかなと、出来てくるのかなと感じております。</p>
部会長	<p>私もね、二つの側面があると思うんです、その一つはこの前の市民意見交換会のように、やはり我々が積極的に動く場面を作るということ、あんなに一生懸命頑張っているんだなという、そういう意識立てと言うか、そういうことが必要なのと、もう一つはね、市役所の職員が一体どの位知っているのかと、この前の市民意見交換会の時にも、まあ近所の意欲のある人が少しの程度、悪いけれども、だから、そういう意味では市役所の職員が本気になってこれを、例えば、各部でこの研修会をすとか、途中経過の研修会をすとか、教育委員会でもそれをすとか、そういう対応をして、そこからやはり網の目を伸ばしていかないと駄目じゃないかと思うんだけど、自分のとこの内輪がそっぽ向いていて、外で外でということでは中々成立しないなと、そんな気がします。</p>
委員	<p>そのとおりだと思います。</p>
部会長	<p>ということで、この件は終了させていただきたいと思います。 その他であります、何か言い残したことはありませんか、よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。 全体会に向けて進めて参りたいと思います。 どうもありがとうございました。 それでは、私の役目は終わりましたので、事務局に戻します。</p>
事務局	<p>はい、それでは、皆様お疲れ様でございました。 一応、先ほど部会長さんからのご発言もございましたが、全体会に諮る内容としての部会の部分につきまして、一通りご意見関係を押さえさせていただいたということで、大変恐縮ではございますが、事務局としてもう一度皆様のご発言内容を確認をさせていただきまして、全体会の前に事前にご確認をしていただこうと思っております。 したがって、次回は部会としてではなく、次の全体会に臨むということでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>皆さん、良いですね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>はい、分かりました。</p>

では、そういうことで、部会長の了解を得られたものを、皆様にお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の全体会につきましては、まだ他の部会の議論の関係もございまして、大変申し訳ありませんが、事務局としましては、現時点では来月の2月の下旬から3月上旬辺りで想定させていただいております。

日程の目途がつきましたら、改めて皆様に日程調整をさせていただくことになるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の部会を終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。